

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
広島修道大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員15名のうち12名が教授であり、法令上必要な専任教員の半数以上が教授で構成されている。	専任教員14名のうち12名が教授であり、法令上必要な専任教員の半数以上が教授で構成されている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	専任教員の配置比率は、法律基本科目92.9%、基礎法学・隣接科目0%、展開・先端科目40.5%である。	専任教員の配置比率は、法律基本科目95.7%、基礎法学・隣接科目100%、展開・先端科目68.8%である。
その他	入学定員	入学定員は30名である。	学生募集停止をした。